

賃下げ・4月遡及に断固抗議

「マイナス勧告」の給与法成立 平均年収は2.3%・15万円のマイナス

11月15日、参議院本会議において、史上初の本俸に切り込む「賃金引き下げ」、一時金「0.05月削減」などを内容とする給与法「改正」法が、賛成多数で可決・成立しました。(参議院総務委員会での附帯決議は右のとおり)
これにより、平均年収は2.3%・15万円のマイナスとなります。

本俸(基本給)の「平均2.03%・7770円」引き下げ、一時金の「0.05月削減」は、4年連続の年収ベースでの賃金引き下げとなるもので、断じて認めることはできません。

加えて、「不利益不遡及」原則を踏みにじり、実質上4月に遡及して賃金引き下げを行うことは、言語同断です。

人事院勧告は、地方公務員など750万人の労働者に直接影響をあたえるものであり、民間賃金や年金給付などにも連動することから、消費の後退を招き、不

況にあえぐ日本経済にさらなる悪影響をおよぼすことは明白です。

人事院勧告の社会的な影響に対する国民的な「理解と共同」は、750万労働者のみならず、民間労働者を含めてかつてなく広がっています。

賃金引き下げの怒りを来春闘に引きつぎ、たたかいをつよめましょう。



一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔2002年11月14日 参議院総務委員会〕

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 今回の月例給与の引下げが公務員の士気や民間給与・経済に与える影響等を重く受けとめ、公務員の適正な処遇の確保に努めるとともに、デフレ克服のための積極的な総合施策を一刻も早く実施すること。
- 2 年間における官民給与を均衡させる方法等を決定するに当たっては、職員団体等の意見を十分聴取し、納得を得るよう最大限の努力をすること。
- 3 今回の給与の減額調整措置は、公務員給与の改定時期が民間と乖離している人事院勧告制度特有の在り方に起因していることから、民間等へ影響を及ぼさないよう十分に留意すること。
- 4 公務員制度改革に当たっては、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、職員団体等の意見を十分聴取し、納得を得るよう最大限の努力をすること。

衆議院総務委員会においても同趣旨の附帯決議がされています。

国公労連

日本国家公務員労働組合連合会(国公労連) <http://www.kokko-net.org/kokkororen/>
〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 リバティ14
TEL03-3502-6363 FAX03-3502-6362 mail@kokko.or.jp

労働条件の一方的な不利益遡及＝脱法行為

一度支払った賃金を「調整措置」の口実で事後に取り戻す

年間給与で官民賃金の「実質的な均衡」をはかるための「調整措置」は「不利益の遡及」であり、きわめて不当です。

「改正」給与法では、俸給表改正の実施時期については、「給与引き下げの改定」という労働者にとっての不利益変更であることから、12月1日となっています。

同時に、「4月からの年間給与について官民均衡を図るため、12月の期末手当に

よる調整措置」を盛り込んでおり、実質的な不利益遡及を行っています。政府は、「情勢適応の原則に照らして十分合理性はある」との見解を示しています。

一度支払った賃金を調整の口実で事後に取り戻すことには、とても合理的とはいえません。

労働基本権制約に大きな問題

このような「脱法行為」を労使の話し合いもないまま人事院勧告で決定したことは不当です。

給与法「改正」案の国会審議段階では、

民主党と社民党から「調整措置を規定する附則を削除し、調整措置については職員の意見を聞かなければならない」旨の修正案が提出されました。

ILOは、11月の結社の自由委員会で、現在の公務員制度が条約違反であるとし、労働条件決定に労働者の意見が反映される制度に改正するよう強く求める勧告を採択しています。

給与に加えて退職手当も見直し「二重の不利益変更」

政府は、退職手当についても、官民の退職手当、退職金の支給水準の比較結果だけで、一方的な水準「引き下げ」を閣議決定しました。

「賃金も退職手当も一方的にカットする」こんな人権侵害を許すことはできません。

(法の)遡及適用について (林 修三 著、「法令用語の常識」より抜粋)

憲法第39条は「何人も、実行の時に適法であった行為……については、刑法上の責任を問われない。」と規定しているから、刑罰法規を遡及適用することは、絶対に認められないが、そのほかの場合でも、遡及適用ということは、多くの場合、すでに成立した状態に、法令があとから規則を加えて、その法律関係を変更することを意味するので、みだりに用うべきではない。特に他人の権利・利益を侵害するような遡及適用は、罰則の場合以外でも、原則として、つつむべきである。